

●香川県告示第214号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和5年8月18日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 西土指道 第5号
- 2 指 定 年 月 日 令和5年8月4日
- 3 指定道路の位置 観音寺市本大町字往還下1729番1の一部、1730番の一部、1731番の一部、1732番の一部及び1732番2の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル及び6.00メートル
延長 183.76メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。